

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】平成23年1月13日(2011.1.13)

【公開番号】特開2009-136468(P2009-136468A)  
 【公開日】平成21年6月25日(2009.6.25)  
 【年通号数】公開・登録公報2009-025  
 【出願番号】特願2007-315439(P2007-315439)  
 【国際特許分類】

A 4 5 D 40/04 (2006.01)

【F I】

A 4 5 D 40/04 A

【手続補正書】

【提出日】平成22年11月24日(2010.11.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

天面に吐出孔を備える第1先筒と、これに連結した第1基筒との回動で、化粧品容器に内蔵する繰出機構が働き、第1押出杆が前進する事で、前記第1先筒の貯蔵部内に充填された粘性化粧料を前記吐出孔より吐出する塗布用化粧品繰出容器を第1カートリッジとし、

棒状化粧料が進退する先端開口孔を設けた第2先筒と、これに連結した第2基筒との回動で、化粧品容器に内蔵する繰出機構が働き、先端に棒状化粧料を固定した第2押出杆が進退する事で、前記棒状化粧料が前記先端開口孔より進退する棒状化粧料繰出容器を第2カートリッジとし、

前記第1カートリッジと前記第2カートリッジは、同一の容器本体に着脱自在とするとともに、前記第1カートリッジの前記第1基筒と前記第2カートリッジの前記第2基筒は、前記容器本体と同期の回動する手段が採られ、前記容器本体にはキャップが被装嵌着する事を特徴とするカートリッジ式化粧品容器。

【請求項2】

前記第1カートリッジと前記第2カートリッジには、軸方向に摘部と容器本体嵌入部が構成され、

前記第1カートリッジ及び前記第2カートリッジの前記容器本体嵌入部の全長は、ほぼ同寸法で形成されるとともに、前記容器本体嵌入部の外径寸法もほぼ同寸法で形成される事を特徴とする請求項1に記載のカートリッジ式化粧品容器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

第1の発明は、天面に吐出孔を備える第1先筒と、これに連結した第1基筒との回動で、化粧品容器に内蔵する繰出機構が働き、第1押出杆が前進する事で、前記第1先筒の貯蔵部内に充填された粘性化粧料を前記吐出孔より吐出する塗布用化粧品繰出容器を第1カートリッジとし、棒状化粧料が進退する先端開口孔を設けた第2先筒と、これに連結した

第2基筒との回動で、化粧品容器に内蔵する繰出機構が働き、先端に棒状化粧料を固定した第2押出杆が進退する事で、前記棒状化粧料が前記先端開口孔より進退する棒状化粧料繰出容器を第2カートリッジとし、前記第1カートリッジと前記第2カートリッジは、同一の容器本体に着脱自在とするとともに、前記第1カートリッジの前記第1基筒と前記第2カートリッジの前記第2基筒は、前記容器本体と同期の回動する手段が採られ、前記容器本体にはキャップが被装嵌着する手段を講じたものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

第2の発明は、前記第1カートリッジと前記第2カートリッジには、軸方向に摘部と容器本体嵌入部が構成され、前記第1カートリッジ及び前記第2カートリッジの前記容器本体嵌入部の全長は、ほぼ同寸法で形成されるとともに、前記容器本体嵌入部の外径寸法もほぼ同寸法で形成される手段を講じたものである。